

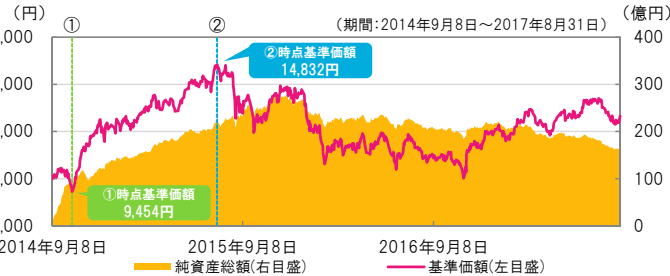


※本資料は「世界メディカル関連株式オープン(愛称:医療革新)」の国・地域別組入比率の75.4%を占める米国(2017年8月31日時点・対純資産比率)のヘルスケアセクターについて投資家のみなさまにお知らせするために作成したものです。このため、ファンドの商品性、リスク、お申込みメモ等については投資信託説明書(交付目録見書)をご確認ください必要があります。

## Q1 ファンドの運用状況を教えてください。(2017年8月31日時点)

**A** 当ファンドの基準価額は設定来で26.5%、年初来で6.8%上昇しています。

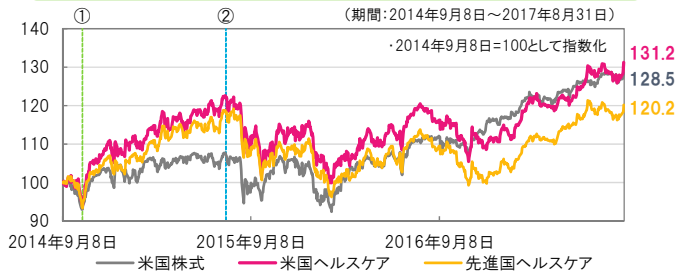
### 基準価額等の設定来推移



・基準価額(1万口当たり)は、信託報酬控除後のものです。  
 ・当ファンドは、基準日時点での分配金の支払い実績はありません。  
 ・上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

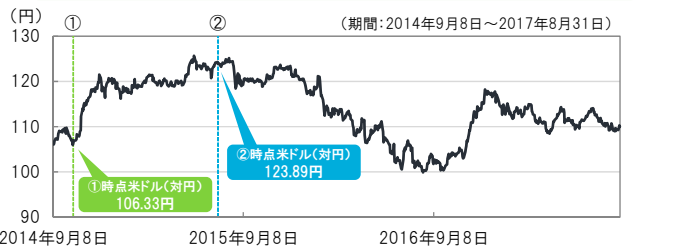
**<ご参考>** 米国ヘルスケアセクターは、先進国ヘルスケアセクターを上回って推移しており、当ファンド設定来で31.2%、年初来で18.6%上昇しています。なお、先進国ヘルスケアセクターの国別比率のうち、米国は68.7%を占めています。また、米ドル(対円)は当ファンド設定来で3.7%上昇、年初来で6.0%下落しています。

### <ご参考>米国株式・米国ヘルスケアセクター・先進国ヘルスケアセクターの推移



・上記は税引後配当の指数を使用しています。

### <ご参考> 米ドル(対円)の推移



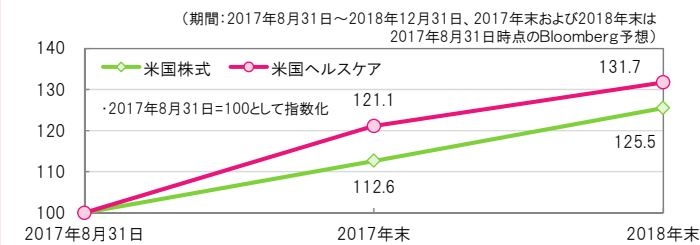
① --- : 当ファンド設定来最安値(2014年10月16日)  
 ② --- : 当ファンド設定来最高値(2015年7月21日)

(出所)Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

## Q2 米国ヘルスケアセクターの収益水準や株価水準について教えてください。

**A** 高齢化の進展に伴う医療費の増加等、ヘルスケア市場は持続的な市場拡大が期待されています。米国ヘルスケアセクターのEPS(1株当たり利益)\*1は米国株式を上回って上昇することが予想されている一方、足下の予想PER(株価収益率)\*2は過去平均より低く、割安な水準であると考えられます。

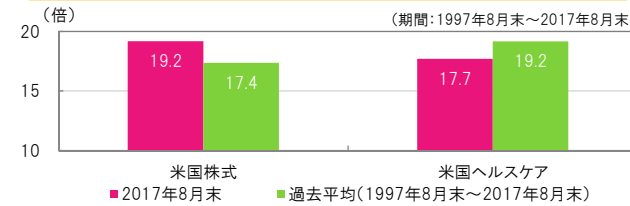
### 米国株式と米国ヘルスケアセクターのEPS予想



\*1 EPS(1株当たり利益):税引き後当期利益を発行済み株式総数で割って算出します。

■ 2017年8月31日現在の米国ヘルスケアセクターの予想PERは約17.7倍、1997年8月末以降の過去平均は約19.2倍となっています。

### 米国株式と米国ヘルスケアセクターの予想PER(足下と過去平均)

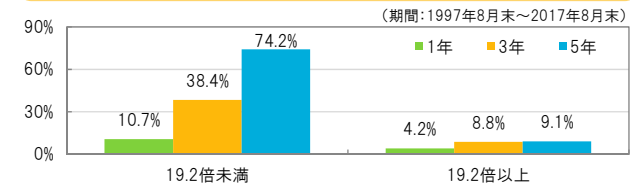


\*2 PER(株価収益率):株価をEPS(1株当たり利益)で割って算出します。株価水準を判断する指標の一つで、この値が低いほど割安、高いほど割高であるとされています。

・予想PERは、各月末時点の株価を各月末時点の今期予想EPSで割って算出しています。なお、Bloombergの今期予想EPSを使用しています。

■ 過去の予想PERの水準別、投資期間別平均リターンを見ると、リターンの差が大きいことがわかります。

### 米国ヘルスケアセクターの予想PER水準別リターン



上記は指数を用いたシミュレーションであり、当ファンドの実際の運用とは異なります。また、予想PERが低い場合であっても、必ずしもリターンが得られるということではありません。

・リターンの計算においては、税引後配当の指数を使用しています。

・上記は、1997年8月末から2017年8月末までの各月末に投資して各期間(1年・3年・5年)保有したと仮定し、各投資開始月からのリターンを基に算出しています。

(出所)Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

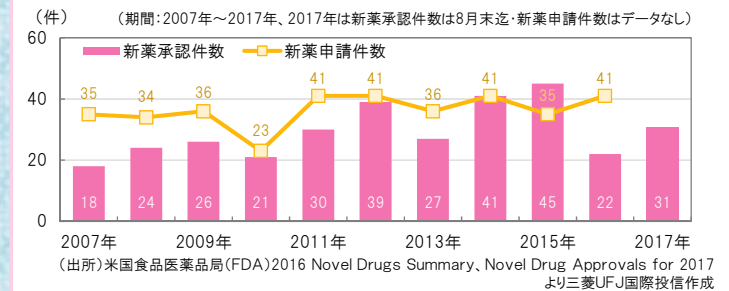
## Q3 新薬の開発状況について教えてください。

**A** FDA(米国食品医薬品局)による新薬承認件数は安定的に推移しています。米国の2016年の新薬承認件数は22件で、2015年の45件と比較して減少しました。しかし、2016年の新薬申請件数は41件と、近年と同水準で推移しており、新薬の開発ペースが落ち込んでいるというわけではありません。

また、2017年に入って、新薬承認件数は8月末までで31件となっており、2016年の年間の新薬承認件数を既に上回っています。

今後、より多くの新薬が市場に出されるならば、ヘルスケアセクターの収益向上に貢献することが期待されます。

### 米国における新薬承認件数と新薬申請件数の推移

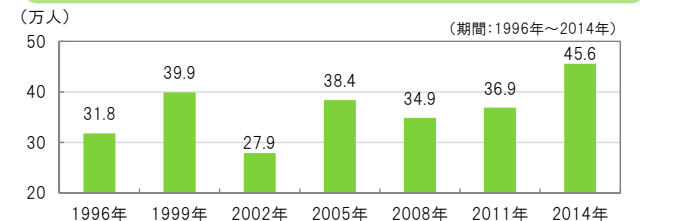


## Q4 2017年にFDAが承認した新薬について教えてください。

**A** 2017年にFDAが承認した新薬の中でも、ヘルスケア市場に大きなインパクトを与えた治療薬の一つとして挙げられるのが、米国のリジェネロン・ファーマシューティカルズとフランスのサファイが開発した「デュビルマブ」です。「デュビルマブ」は、アトピー性皮膚炎に効果が期待される治療薬で、2017年3月にFDAから承認がおりました。

アトピー性皮膚炎の罹患率は国によってばらつきはありますが、特に先進国で増加しており、英国では小児における罹患率は15%を超えています。また、患者のうち20%程度は中等症から重症といわれています。「デュビルマブ」は、これまで有効な治療手段がないと言われていた中等症から重症の患者にアプローチができる治療薬として期待されています。日本やヨーロッパでも承認申請がされており、承認されれば、市場規模はさらに大きくなると考えられます。

### <参考>日本のアトピー性皮膚炎の患者数の推移



(出所)Q3、Q4はウエルリント・マネージメント・カンパニー・エルエルビーのコメントを基に三菱UFJ国際投信作成

**Q5** トランプ政権の動向と、米国ヘルスケアセクターへの影響について教えてください。

**A** トランプ政権発足当初から議論されていたオバマケア\*1改廃法案ですが、米上院は2017年7月25日に審議を開始し、修正案の提出を繰り返すも、何れも否決されました。米上院の過半数を握る共和党は、党内の意見集約がかなわず審議が難航しています。8月末時点ではオバマケア改廃法案は棚上げされており、ヘルスケア株式全体にとっては、審議が長引き不透明感が高まることで重しとなる可能性があります。改廃法案の直接的な影響を受ける銘柄の割合はポートフォリオでは限定的と考えています。

9月5日には米国議会が再開され、トランプ氏が掲げる大型減税法案が可決されるかどうかが目まぐるしく注目されています。大型減税法案の1つに、レパトリ減税が挙げられます。トランプ大統領が提案している税制改革案については、今後、議会での審議を控えており、現時点ではそのままの内容で可決されるかどうかは不透明ですが、レパトリ減税の法案が可決されれば、株主への配当および自社株買い増額、研究開発や設備投資の活発化が期待されます。

\*1:オバマケアとは、オバマ前米国大統領が推進した「医療保険制度改革法」の通称です。米国には「国民皆保険制度」がなく、主な公的医療保険は高齢者向けの「メディケア」と低所得者向けの「メディケイド」です。これらの公的な保険に加入していない人々は企業や個人で民間保険に加入する仕組みとなっています。このような中、「メディケイドを受けるには所得が高すぎるもの、民間保険の掛け金の支払いが難しい。」といった無保険者の多さが社会問題となっていました。そこで国民皆保険を目指して、2014年から最低限必要な民間医療保険の加入が原則として義務化されました。

**トランプ大統領が掲げるレパトリ減税について**

米国では、海外子会社の利益については子会社が本国親会社に送金するまでは課税されません。また、海外子会社から本国宛の配当金送金に対しては、米国の連邦法人税(35%前後)が課税されます。

この税制下において、米国大企業が本国に送金せずに海外に溜め込んだ利益は、2015年時点で2兆4,924億米ドルに上ると推定されています。(Citizens for Tax Justice調べ)

トランプ氏の提案は、法人税率の引き下げと共に、現金で保有する海外利益については本国送金の際の税率を10%とすることです。但し、これを2017年内に成立させ、施行は2018年に限定する模様です。また、2004年のブッシュ政権下での同様の減税では、設備投資・研究開発に充当する資金を要件としていましたが、今回は特段明言されていません。

**レパトリとは？**

レパトリとは、レパトリエーション(Repatriation)の略語で、本国への送還・帰還を意味します。レパトリは、金融用語においては“海外にある資金を自国内に戻す”という意味です。

**～レパトリ減税が施行された場合～**

**■海外留保利益が米国へ送金されることによるメリットとは？**

米国のグローバル企業は、国内の法人税が高いという理由から、国外であげた利益等を米国内に戻しにくい状況にあります。レパトリ減税が施行されれば、米ドルが米国に里帰りのこと等が予想されます。

株主への配当および自社株買い増額、研究開発や設備投資の活発化が期待されます。

また、海外留保利益に関しては上位10社で全体の40%を占め、その上位10社を見ると、ヘルスケアセクターや情報技術セクターの企業が目立ちます。

**主な米国企業の海外留保利益\*1**

(2015年時点)

順位	企業名	業種*2	海外留保利益(億米ドル)
1	アップル	情報技術	2,149
2	ファイザー	ヘルスケア	1,936
3	マイクロソフト	情報技術	1,240
4	ゼネラルエレクトリック	資本財・サービス	1,040
5	IBM	情報技術	681
6	メルク	ヘルスケア	592
7	アルファベット(グーグル)	情報技術	583
8	シスコシステムズ	情報技術	580
9	ジョンソン・エンド・ジョンソン	ヘルスケア	580
10	エクソンモービル	エネルギー	510
	...	...	...
	...	...	...
	合計		24,924

(出所)Citizens for Tax Justiceのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

\*1 Fortune500社の中で、タックスヘイブンに設けられた子会社で積み上げられた留保利益額

\*2 使用している業種は、GICS(世界産業分類基準)によるものです。

(出所)ウエルトン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーのコメントを基に三菱UFJ国際投信作成

【本資料で使用している指数について】

**米国株式:MSCI 米国 インデックス**

MSCI 米国 インデックスとは、MSCI Inc.が開発した米国の株価指数です。

**米国ヘルスケア:MSCI 米国 ヘルスケア インデックス**

上記指数はMSCI 米国 インデックスのサブセクターです。

**先進国ヘルスケア:MSCI ワールド ヘルスケア インデックス**

MSCI ワールド ヘルスケア インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の先進国の株式のうちヘルスケアセクターに分類された銘柄で構成されています。

以上の3指数に対する著作権およびその他の財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

**【GICS(世界産業分類基準)について】**

Global Industry Classification Standard(“GICS”)は、MSCI Inc.とS&P(Standard & Poor’s)が開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

**ファンドの目的**

信託財産の成長を目指して運用を行います。

**ファンドの特色**

- 1** 世界主要先進国市場の医療関連企業の株式を主要投資対象とします。
  - ◆世界主要先進国市場の中から、製薬、バイオテクノロジー、医療製品、医療・健康サービス等の医療関連(メディカル関連)企業の株式に分散投資を行います。
  - ◆株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 2** 徹底したボトムアップ・アプローチを行い、企業の適正価値に対して株価が割安と判断する銘柄に投資します。
  - ◆収益性や財務内容に加え、長期的な視点に基づき、新商品の研究開発力、経営戦略、競争力等に重点を置いたボトムアップ・アプローチを行います。独自に評価する企業の適正価値に対して、株価が割安であると判断する銘柄に投資します。
  - \*【ボトムアップ・アプローチ】投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。
  - ◆外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
  - 資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。
- 3** ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図の権限を委託します。
  - ◆主として医療関連企業の株式に関する運用指図の権限を委託します。
  - ◆ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。
  - ◆医療関連セクターでは世界最大規模のファンドの運用アドバイザーを受託しています。
- 4** 年1回の決算時(8月27日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
  - ◆分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**投資リスク**

基準価額の変動要因:基準価額は、株式市場の相場変動による組入株式の価格変動や為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみならず帰属します。したがって、投資者のみならず投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。主な変動要因は、株価変動リスク、為替変動リスクです。上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。くわしくは、投資信託説明書(交付目録見書)をご覧ください。当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

**お客さまにご負担いただく費用**

◎お客様が直接的に負担する費用

※三井住友信託銀行でお申込みの場合

購入時	購入時手数料	購入金額(購入価額×購入口数)×手数料率で得た額 手数料率は、購入代金(購入金額+購入時手数料(税込))に応じて以下の率とします。	
		購入代金	手数料率
換金時	信託財産留保額	1,000万円未満	3.24%(税抜 3.00%)
		1,000万円以上1億円未満	2.70%(税抜 2.50%)
		1億円以上	2.16%(税抜 2.00%)

換金時 信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%をかけた額

◎お客様が信託財産で間接的に負担する費用

保有期間中	日々の純資産総額に応じて以下の率をかけた額	
	運用管理費用(信託報酬)	信託報酬率
保有期間中	200億円以下の部分に対して	年率2.160%(税抜 年率2.000%)
	200億円超の部分に対して	年率1.836%(税抜 年率1.700%)

※ 運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6か月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。  
 ※ 上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

<課税関係> 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人投資者については、個人投資者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

**本資料に関するご注意事項**

■本資料は、みなさまに米国のヘルスケアセクターについてのご理解を深めていただくことを目的として、三菱UFJ国際投信が作成した情報提供資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。／本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の際は、販売会社よりお渡りする最新の投資信託説明書(交付目録見書)の内容を必ずご確認ください。■本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■本資料は信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。／銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●お申込み・投資信託説明書(交付目録見書)のご請求は

●設定・運用は



三井住友信託銀行株式会社  
 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号  
 加入協会: 日本証券業協会 / 一般社団法人日本投資顧問業協会  
 一般社団法人金融先物取引業協会

委託会社(ファンドの運用の指図等) : 三菱UFJ国際投信株式会社  
 受託会社(ファンドの財産の保管・管理等) : 三井住友信託銀行株式会社  
 販売会社(購入・換金の取扱い等) : 三井住友信託銀行株式会社

**三菱UFJ国際投信**

三菱UFJ国際投信株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
 加入協会: 一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会

お客さま専用  
 フリーダイヤル **0120-151034**  
 (受付時間/営業日の9:00~17:00)

●ホームページアドレス: <http://www.am.mufj.jp/>